

栗東市観光施設ネーミングライツパートナー審査基準

1 審査委員会

ネーミングライツに係る審査委員会の設置については、栗東市観光施設ネーミングライツ審査委員会設置要領に定めるものとします。

2 外部有識者等の意見の聴取について

審査に係る専門性及び客観性等を補完するため、審査委員会の開催に先立ち、必要に応じて外部有識者等から意見を聴取するものとし、この取扱いは、応募が1者の場合も同様とします。

3 審査基準について

(1) 応募資格等審査

応募資格や提案された愛称案等が、募集要項の条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告することとします。審査委員会は、その結果を踏まえて審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、対象外とします。

(2) 審査の考え方

① 委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、(3)「審査項目、審査ポイント及び配点」の審査項目に基づいて得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、優先交渉権者として選定されるための最低基準は、審査項目の合計点数の6割とし、最低基準に満たない場合は失格とします。

② 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者とします。

③ 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

(3) 審査項目、審査ポイント及び配点

	審査項目	審査ポイント	配点
1	愛称案	市民にとって愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合等	20
2	経営の安定性	応募者のネーミングライツ料の支払能力、財務状況から判断した経営の安定性等経営の安定性等	10
3	提案内容	施設の魅力や利便性、市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現可能性等	10
4	地域貢献等	地域貢献や観光の振興等に対する理念、活動実績、今後の計画等	10
5	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性、相対評価	40
6	契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10
合計			100

(4) 評価方法

	審査項目	評価方法
1	愛称案	(3)「審査項目、審査ポイント及び配点」について、 (5)「得点の判断基準」により評価ランクを判断し、得点化する。
2	経営の安定性	
3	提案内容	
4	地域貢献等	
5	ネーミングライツ料	<p>① 応募金額（年額）が最高である者を1位として、満点の40点を付与する。</p> <p>② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。</p> <p>③ 応募が1者のみの場合で、応募金額が市希望金額未満の場合は、最高応募金額を市希望金額に置き換えて算出する。</p> <p>（算定式）得点＝40点×（当該応募金額／最高応募金額）</p> <p>※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。</p>
6	契約期間	<p>① 市の希望する契約期間どおりの提案であった場合は、満点の10点を付与する。</p> <p>② ①以外の契約期間による提案があった場合は、下記により算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。</p> <p>（算定式）得点＝10点×（提案契約期間／市希望契約期間）</p> <p>※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。</p>

(5) 得点の判断基準

評価の判断基準	評価	得点（20）	得点（10）
審査ポイントが優れている	A	20	10
審査ポイントがやや優れている	B	15	8
審査ポイントが標準的である	C	10	5
審査ポイントがやや劣っている	D	5	3
審査ポイントが劣っている	E	0	0

※（3）審査項目、審査ポイント及び配点、並びに（4）評価方法の「1～4」にのみ該当する。